

役員及び評議員の処遇に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人産業能率大学（以下「法人」という。）の「学校法人産業能率大学 寄附行為」第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の処遇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、「学校法人産業能率大学 寄附行為」第8条または第23条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、「学校法人産業能率大学 寄附行為」第33条に定める評議員をいう。
- (5) 学内評議員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (6) 学外評議員とは、学内評議員以外の者をいう。
- (7) 役員の報酬等とは、本給、役員手当、通勤手当、賞与、退職金（一時払い、年金払い）その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員
本給、役員手当、通勤手当、賞与及び退職金（一時払い、年金払い）。
- (2) 非常勤役員
原則として無報酬。ただし、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務を行った場合に日当を支給する。なお、弁護士、公認会計士などの有資格の監事が監事監査に関連した業務を行った場合、または理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務を行った場合は、日当は支給せず監事手当を支給する。
- (3) 評議員
原則として無報酬とする。ただし、学外評議員においては、評議員会への出席など法人運営のための業務を行った場合に日当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤役員の本給（月額）は、正規職員の本給表の最高月額である716,560円の範囲内で算出した月額に対して別表第1の表の係数を乗じた金額の範囲で、担当職務の内容、職務経験及び在籍年数等を勘案し、総合的な観点から、理事会が決定し、支給する。なお、理事会は、常勤役員の本給の総額のみを決定し、決定した本給の総額の範囲内において、理事長に対し、別表第1の表に基づく常勤役員の個別の本給の決定を一任することができる。
- 2 常勤役員の役員手当、通勤手当、賞与及び退職金（一時払い、年金払い）は別表第2乃至別表第6に定める算式により算出される額を支給する。
 - 3 非常勤役員の日当及び監事手当は別表第7に定める額とする。
 - 4 学外評議員の日当は別表第8に定める額とする。

(報酬等の支給時期)

- 第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 本給、役員手当、通勤手当
当月1日から当月末日までを計算期間とし、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合はその前日に支給する。
 - (2) 賞与
毎年6月及び12月に年2回支給する。
 - (3) 退職金（一時払い）
常勤役員の任期満了時、辞任又は本人の死亡による場合は、退任後1か月以内に支給する。ただし、常勤役員在任中に本人から申し出があった場合は、12月賞与支給時に支給する。なお、12月賞与支給日の2か月前までに、前年度3月31日時点で確定している退職金（一時払い）を限度とした金額を人事部に申し出ることとする。
 - (4) 退職金（年金払い）
常勤役員の任期満了日の属する月の翌月から毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合はその前日に支給する。支給期間は10年を限度とした常勤役員在任期間とし、本人生存中に限り支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
- (1) 日当
理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
 - (2) 監事手当
前月1日から前月末日までを計算期間とし、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合はその前日に支給する。
- 3 学外評議員に対する報酬等の支給の時期として、評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、日当を支給する。
 - 4 報酬等は、直接本人に現金で支払うか又は本人の指定した金融機関等の本人名義の口座へ振り込むものとする。
 - 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職金(一時払い、年金払い)の減額又は不支給)

第6条 次の場合には、退職金(一時払い、年金払い)の一部又は全部を支給しないことがある。

- (1) 「学校法人産業能率大学 正規職員就業規則」第97条に定める懲戒事由に該当する行為があったとき。
- (2) 重大な事故により、法人に不利益を与えて退任したとき。
- (3) 故意又は過失により、法人に損害を及ぼして退任したとき。
- (4) 任期の途中で自己都合により辞任したとき。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (5) 常勤役員を退任後、法人の社会人教育部門及び学生教育部門と競合関係にある企業乃至教育機関(提携先企業を含む)と雇用契約、役員就任その他形態の如何を問わず関与するとき、法人の社会人教育部門及び学生教育部門と競合する事業を自ら開業又は設立するとき、及びその他これらに準ずる行為を行うとき。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

(退職金(一時払い、年金払い)の返還)

第7条 前条各号に規定する事由に相当する背信行為が判明した場合は、法人は当該役員に対して、既に支払った退職金(一時払い、年金払い)の一部又は全部について返還請求をすることがある。

(費用)

第8条 常勤役員には、別に定める「国内出張および出張旅費に関する規程」に基づいて、旅費を支給する。

- 2 非常勤役員が理事会又は評議員会に出席した際には、交通費を6,000円その都度支給する。なお、往復交通費が6,000円を超える場合には実費相当分の交通費を支給する。ただし、監事手当の支払い対象日については、監事手当に交通費が含まれるものとし支給しない。
- 3 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 4 学外評議員が評議員会に出席した際には、交通費を6,000円その都度支給する。なお、往復交通費が6,000円を超える場合には実費相当分の交通費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 日割り計算は、1か月を30日として計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、2019年3月27日付理事会決議から施行する。

附則

この規程は、2020年3月25日付理事会決議から施行する。

附則

この規程は、2025年3月25日付理事会決議から施行する。

別表第1（常勤役員の本給）

【本給係数表】

職名	本給乗率（月額）	
	下限乗率	上限乗率
理事長	1.9	3.3
副理事長	1.5	2.2
常務理事	1.1	1.8
理事	0.8	1.5
監事	0.6	1.0

別表第2（常勤役員の役員手当）

【役員手当（月額表）】（万円）

職名	役員手当
理事長	65
副理事長・常務理事	50
理事	40
監事	30

別表第3（常勤役員の通勤手当）

通勤手段	通勤手当支給基準
------	----------

電車利用の場合	定期乗車券1か月分の料金
バス利用の場合	往復運賃に20日に乗じた金額と定期乗車券1か月分の料金を比較し、低廉な額

別表第4（常勤役員の賞与）

職名	賞与（1回）
理事長 副理事長 常務理事 理事 監事	（本給+役員手当）× α （1.0～4.0か月分）

※ α については、担当部署の職務難易度・量（人事評定者としての量を含む）、組織貢献度、組織貢献期待度、これまでの職務経験、保有能力等を勘案して理事長が決定する。

別表第5（常勤役員の退職金（一時払い））

【退職金（一時払い）算定式】

在任時の最高報酬月額（本給+役員手当）×退職金係数×在任年数

※最高報酬月額とは、常勤役員在任期間における報酬のうち最高額のことをいう。また、在任年数の計算は、常勤役員の就任日から常勤役員の退任日までを通算するものとし、1年未満の端数については月割計算を行い、1か月未満の端数についてはこれを切捨てる。ただし、休職期間は在任年数に通算しない。

【退職金（一時払い）係数表】

職名	退職金係数
理事長	3.4
副理事長	3.0
常務理事	2.6
理事	2.2
監事	1.8

別表第6（常勤役員の退職金（年金払い））

【退職金（年金払い）月額表】

（万円）

職名／区分	A	B	C
理事長	40	50	60
副理事長	30	40	50
常務理事	20	30	40
理事	10	20	30
監事	8	16	24

※複数経験した役職位について重複して支給しないものとする。また、在任期間の計算は、常勤役員の就任日から常勤役員の退任日までを通算した月数とし、1か月未満の端数についてはこれを切捨てる。

上記の表において、区分は原則Aを適用する。ただし、在任期間中の功績により退任後に法人経営に顕著な成果が認められた場合には、適用する区分を変更することがある。区分の変更は理事会にて決定し、理事会で決定した翌月から新しい区分を適用する。

別表第7（非常勤役員の報酬）

（1）日当

理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたったとき	日額
	9,000円

（2）監事手当

弁護士、公認会計士などの有資格の監事が、監事監査に関連した業務を行ったとき、または理事会及び評議員会への出席など法人運営のための業務を行ったとき	時給単価
	20,000円～30,000円

別表第8（学外評議員の報酬）

日当

評議員会への出席など法人運営のための業務にあたったとき	日額
	9,000円